

# 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所 核燃料物質使用施設等保安規定の変更に関する審査結果

原規規発第 2401232 号  
令和 6 年 1 月 23 日  
原子力規制庁

## I. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 5 年 11 月 9 日付け令 05 原機（科保）069 をもって、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）第 5 7 条第 1 項の規定に基づき申請された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請書（以下「本申請」という。）が、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 1 号に定める核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けたところによるものでないことに該当するか、また、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するか審査した。

なお、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかについては、使用施設等における保安規定の審査基準（原規研発第 1311275 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、原子炉等規制法第 5 7 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容については以下のとおり。

## II. 申請の概要

本申請の変更の内容は、以下のとおりである。

### 1. 核燃料物質使用変更許可の保安規定への反映のための変更（NSRR）

令和 2 年 5 月 1 日付け原規規発第 2005011 号で許可した内容の保安規定への反映のため、NSRR の核燃料物質の使用を終了したグローブボックスについて、負圧を維持しなければならない設備等から当該グローブボックスを削除するとともに、当該グローブボックスの解体撤去が終了するまでの期間、解体撤去を行う設備として管理及び点検を行うことを明確にする。

## 2. 核燃料物質使用変更許可の保安規定への反映のための変更等（バックエンド研究施設）

- ① 令和5年10月3日付け原規規発第2310034号で許可した内容の保安規定への反映のため、バックエンド研究施設の実験室（V）の解体撤去するグローブボックス B-7 について、当該グローブボックスに係る記載を削除するとともに、当該グローブボックスに定められた核燃料物質の最大取扱量を削除する。また、実験室（V）にあるフード H-19 及び H-20 に定められた核燃料物質の最大取扱量を変更する。
- ② 定期事業者検査及び使用前事業者検査に係る分任施設管理者への通知プロセスを変更する。

### III. 審査の内容

#### III-1. 原子炉等規制法第57条第2項第1号

規制庁は、本申請について、使用施設等の操作等が核燃料物質の使用の許可又は変更の許可を受けた本使用施設等の位置、構造及び設備の内容等によるものではないとは認められないことから、原子炉等規制法第57条第2項第1号に該当しないと判断した。

#### III-2. 原子炉等規制法第57条第2項第2号

規制庁は、以下のとおり、本申請について適用される核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）第2条の12第1項各号に関する審査基準に照らして、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであるとは認められないことから、原子炉等規制法第57条第2項第2号に該当しないと判断した。

##### III-2-1 核燃料物質使用変更許可の保安規定への反映のための変更（NSRR）

###### 1. 使用規則第2条の12第1項第5号（使用施設等の操作）

使用規則第2条の12第1項第5号に関する審査基準は、核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められていることを求めている。

規制庁は、核燃料物質の使用を終了したグローブボックスについて、負圧を維持しなければならない設備、使用及び運転の開始に係る点検を行う設備並びに使用及び運転の停止に係る点検を行う設備から削除するものであり、これら以外の核燃料物質等の取扱いに係る規定に既認可から変更はないことを確認したことから、使用規則第2条の12第1項第5号に関する審査基準を満足していると判断した。

## 2. 使用規則第2条の12第1項第15号（使用施設等の施設管理）

使用規則第2条の12第1項第15号に関する審査基準は、施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていることを求めている。

規制庁は、核燃料物質の使用を終了したグローブボックスについて、解体撤去を行う設備として、NSRR 管理課長が解体撤去に着手するまでの期間は、施設管理実施計画に基づく管理を実施することが定められていること、解体撤去が終了するまでの期間は、保安規定第9編第3条の規定に基づき定める手引きによる管理を実施することが定められていることを確認したことから、使用規則第2条の12第1項第15号に関する審査基準を満足していると判断した。

### Ⅲ-2-2 核燃料物質使用変更許可の保安規定への反映のための変更等（バックエンド研究施設）

#### Ⅲ-2-2-1 グローブボックス B-7 の削除に伴う変更

##### 1. 使用規則第2条の12第1項第5号（使用施設等の操作）

使用規則第2条の12第1項第5号に関する審査基準は、核燃料物質等の使用前及び使用後に確認すべき取扱いに必要な事項について定められていることを求めている。

規制庁は、実験室（V）のグローブボックス B-7 の解体撤去に伴い、当該グローブボックスに係る記載を削除し、当該グローブボックスに定められた核燃料物質の最大取扱量を削除するとともに、同実験室内に設置されたフード H-19 及び H-20 の核燃料物質の最大取扱量が既許可のとおり定められていることを確認したことから、使用規則第2条の12第1項第5号に関する審査基準を満足していると判断した。

#### Ⅲ-2-2-2 分任施設管理者への通知プロセスに係る規定の変更

##### 1. 使用規則第2条の12第1項第15号（使用施設等の施設管理）

使用規則第2条の12第1項第15号に関する審査基準は、施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」（原規規発第1912257号-7（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を参考として定められていること、使用前検査の実施に関することが定められていることを求めている。

規制庁は、定期事業者検査及び使用前事業者検査に係る通知について、分任施設管理者に通知する者を原子力施設検査室長から BECKY<sup>1</sup>技術課長に変更するものであり、その他の使用施設等の施設管理に係る規定に既認可から変更がないことを確認したことから、使用規則第2条の12第1項第15号に関する審査基準を満足していると判断した。

---

<sup>1</sup> Back-end Fuel Cycle Key Elements Research Facility (バックエンド研究施設) の略